

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
1月30日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林の指定(萩市)(森林整備課).....一
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....一
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....二
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数.....三
- 雑報
県報の正誤(平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号).....四

山口県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

萩市大字弥富上字違田五九三の二、字奈古地八八六、八九一、八九八の一、一一五から一一五七まで、一四四三、字下惣助八八八の一から八八八の三まで、八八九、字青柿一一四一、一一四三の一、一一四三の四、一一四四、一一四五、一一四六の一、一一四六の二、一一四八、一一四九、一一五〇の一、一一五〇の二、一一五二、



一一五三の一、一一五三の二、一一五四、一四四〇、一四四一、一四四二の二から一四四二の六まで、一四四二の八から一四四二の一四まで、一四四二の一六から一四四二の一八まで、一四四二の二二、一六八八から一六九〇まで、字惣助一四四二の一、字奈古屋一四四四の一、一四四四の二、一四四四の四から一四四四の一〇まで、字奈古地一六九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 萩市大字弥富上字奈古地一一五六・字下惣助八八八の一から八八八の三まで・字青柿一一四六の一・一一五三の一・一一五四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(一四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年一月三十日から同年五月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスバ新下関二街区

所在地 下関市石原町一三〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ユアーズ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

根石 紀雄
小野 浩司

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗を設置する者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前

変更後

届出年月日 平成三十年一月十一日

四 届出年月日

変更年月日

平成二十八年六月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスバ新下関二街区

所在地 下関市石原町一三〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社ユアーズ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

根石 紀雄
小野 浩司

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

稲井 範行

天野 達也

四 届出年月日

平成三十年一月十一日

五 変更年月日

平成二十九年二月一日

(一五) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年一月三十日から同年五月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

大川 英明

越智 志穂

四 届出年月日

平成三十年一月十二日

五 変更年月日

平成二十九年十二月二十日

(一六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成三十年一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項



種番証明書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三〇〇〇一	A B 六三五		その他	平成二八、一四	宮城県	岩手県	〇	岩手県宮古市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社 山口 AI セン ター
三〇〇〇二	A B 六三六		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇三	A B 六三七		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇四	A B 六三八		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇五	A B 六四〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇六	A B 六四三		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇七	A B 六四四		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇八	A B 六四八		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇〇九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一一	A B 六四八		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一二	A B 六四三		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一三	A B 六四三		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一四	A B 六四八		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇一九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇二九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇三九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇四九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇五九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇六九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七六	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七七	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七八	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇七九	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八〇	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八一	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八二	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八三	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八四	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃
三〇〇八五	A B 六五〇		〃	〃	〃	〃	〃	〃

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超え八十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十年一月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、五九〇
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二、四七、四三六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二、四七、四三六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	八、五七〇、八〇二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二、四七、四三六
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二、四七、四三六
県の教育委員会の会長及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二、四七、四三六

平成三十年一月三十日印刷
平成三十年一月三十日発行

発行人所

山口県知事庁

三	ページ
下	段
左から 一から 一	行
法・期・間・及・び・樹・種	立木の伐採の限度並びに植栽の方
立木の伐採の限度	誤
	正

正 誤
 平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号（指定施業要件の変更予定保
 安林（山口市））

